

## ダンピング受注防止対策について

令和4年4月1日改正

今治市契約課

本市では、ダンピング受注による公正な取引秩序の阻害、下請業者へのシワ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を未然に防止することを目的として、「今治市建設工事低価格入札者排除措置の導入について」及び「低入札価格調査対象者が落札者となった場合の配置技術者の増員及び専任配置について」を、平成28年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事の競争入札から導入していますが、更なるダンピング受注防止対策として、下記のとおり改正することとしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 今治市建設工事低価格入札者排除措置の改正について

- (1) 適用時期 令和4年4月1日から入札公告又は指名通知を行う建設工事から適用します。
- (2) 排除対象者 当該年度内において、調査基準価格及び最低制限価格を下回る価格での入札（以下低入札）を累積2回以上行った者に適用します。ただし、排除措置期間満了後に、当該年度内において再度低入札を行った者については、累積回数1回以上の低入札を行った場合に排除措置を行うものとします。
- (3) 排除期間 累積2回以上（排除措置期間満了後に、当該年度内において再度低入札を行った者については累積1回以上）となった案件の開札日（基準日）の翌日（当該開始日が市の休日の場合はその翌日）から3か月とし、基準日における累積が3回以上のときは、3回以上の低入札1回につき1か月（排除措置期間満了後に、当該年度内において再度低入札を行った者については基準日における累積が2回以上のときは、2回以上の低入札1回につき1か月）を加算（上限は加算を含め6か月）することとします。  
排除期間措置満了後は、排除措置対象者に対する低入札の累積回数は消滅するものとします。
- (4) 排除措置について
  - (ア) 一般競争入札においては、排除措置対象者は、入札に参加できません。

- (イ) 指名競争入札及び随意契約（競争見積）においては、排除措置対象者は指名しません。
  - (ウ) 共同企業体の構成員のいずれかに排除措置対象者が含まれる場合は、当該共同企業体は入札に参加できません。
  - (エ) 排除措置対象者が排除措置期間内に行った入札は、無効とします。
  - (オ) 排除措置は、契約課が発注する案件に限ります。
- (5) その他
- (ア) 低価格入札者排除措置の具体的運用については、別添の「関連資料 1 低価格入札者排除措置の具体的運用」をご参照ください。
  - (イ) 詳細については、別添の「今治市建設工事低価格入札者排除措置要領」をご覧ください。

## 2 低入札価格調査対象者が落札者となった場合の配置技術者の増員及び専任配置について

### (1) 内容について

低入札価格調査対象者が落札者となった場合は、次のとおり技術者の配置を求めるとし、必要な技術者を配置できないときは、当該入札は「失格」とします。

- (ア) 技術者の専任が義務づけられている請負代金額 3,500 万円以上（建築一式工事にあつては 7,000 万円以上）の工事にあつては、専任で配置しなければならない監理技術者又は主任技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を、専任で 1 名現場に配置すること。  
この場合において、当該落札者が、特定建設工事共同企業体である場合は、構成員ごとに 1 名以上を配置すること。
- (イ) 請負代金額 3,500 万円未満（建築一式工事にあつては 7,000 万円未満）の工事にあつては、配置する監理技術者又は主任技術者について、専任で現場に配置すること。

### (2) その他

- (ア) 必要な技術者を配置できないときは、技術者の配置不能届（別記様式 1）により、その旨を速やかに契約課まで報告してください。
- (イ) 令和 4 年 4 月 1 日付今治市契約課発出の「今治市が発注する工事にかかる現場代理人、主任技術者、監理技術者の取扱いについて」の内、「主任技術者、監理技術者の取扱いについて」の適用外とします。
- (ウ) 詳細については、別添の「今治市低入札価格調査実施要領」をご覧ください。